

佐賀県委託による統計の作成等に関する事務処理の手引き

目 次

- 第 1 目的・用語の定義
- 第 2 申出への対応
- 第 3 申出の受付
- 第 4 申出書の審査
- 第 5 統計成果物の提供等
- 第 6 統計成果物の利用後の措置

第 1 目的・用語の定義

1 目的

この手引きは、県の知事部局、教育委員会及び各種委員会が佐賀県統計データ利活用推進条例（以下「条例」という。）第 11 条及び佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づき委託による統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行う場合の手続等を定める。

2 用語の定義

県統計調査	県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う統計法（以下「法」という。）第 24 条第 1 項に規定する調査
調査票情報	県統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）に記録されているもの
統計の作成等	統計の作成又は統計的手法（例：分散、回帰分析等）による研究（個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究は含まない）
委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）	条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、一般からの委託に応じ、調査票情報を利用して統計の作成等を行うこと
統計成果物	オーダーメイド集計により作成した成果物
公的機関	国の行政機関、他の地方公共団体
公的機関等	公的機関、独立行政法人等（法第 2 条第 2 項に規定する独立行政法人等（以下同じ））、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社
行政機関等	公的機関、独立行政法人等
法人等	法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの
申出者	オーダーメイド集計を希望する者

学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、特別支援学校（高等部に限る）、大学若しくは高等専門学校又は同法第 124 条に規定する専修学校（一般課程を除く）
----	---

第 2 申出への対応

1 対応体制

申出者からの事前相談、申出の受付、審査及びオーダーメイド集計の実施等の事務は、申出のあった県統計調査を所管する所属が行う。

統計分析課は、調査所管所属の事務が円滑に進むよう、次の事務を行う。

- ・ 制度の運用に関する助言
- ・ 調査所管所属の依頼に基づく条例第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定によるオーダーメイド集計を委託した者の氏名や統計成果物等の公表（佐賀県ホームページ（さが統計情報館への掲載））
- ・ 条例に基づく調査票情報の提供、オーダーメイド集計及び匿名データの提供の申出受付の停止状況の取りまとめ、並びに全ての調査所管所属への情報提供

2 事前相談への対応

申出者からオーダーメイド集計に関する相談があった場合は、あらかじめオーダーメイド集計の対象者、認められる利用目的、申出の手続、提供の方法、手数料、統計成果物等の公表について説明を行うとともに、利用目的等を確認し、申出者が必要とする調査票情報の絞り込みを行う。

その上で、申出者が希望するオーダーメイド集計が可能か確認のうえ、その可否を回答する。

確認に当たっては、次の点に注意する。

- ・ オーダーメイド集計は、提供所属の業務の遂行に支障のない範囲内でのみ受託できること。
- ・ 利用目的に照らして、オーダーメイド集計の範囲が必要最小限となっており、不要な情報が含まれていないこと。
- ・ オーダーメイド集計により作成しようとする統計等が、公表済みの統計から作成できるものである場合は受託しないこと。

事前相談を受けた所属は、統計分析課に情報を共有し、統計分析課は、申出者が条例、規則若しくは利用規約に違反した、若しくは調査票情報の紛失等の事由により、条例に基づく調査票情報の提供、オーダーメイド集計又は匿名データの提供の申出受付の停止の措置が講じられている者に該当しないか確認する。

第 3 申出の受付

1 申出書の提出

オーダーメイド集計を委託することができるのは、学術研究若しくは教育の発展に資すると認められる統計の作成等を行う者であって、次に掲げる(1)又は(2)の各要件の全てに該当すると認められる者に限り、委託の申出は、申出者又はその代理人が、申出書（様式第 1 号）により行う。

(1) 学術研究目的

統計成果物を研究の用に供すること。

申出者が統計成果物を利用して行った研究の成果又は研究の成果を得るまでの過程の概要について公表を行うこと。

統計成果物の利用により、個人及び法人の権利利益を害するおそれがないこと。

(2) 教育目的

統計成果物を学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

申出者が統計成果物を利用して行った教育内容について公表を行うこと。

統計成果物の利用により、個人及び法人の権利利益を害するおそれがないこと。

【申出者の例】

- ・ 学術研究を目的とする機関（大学、シンクタンク等）
- ・ 学術研究を行っている研究者
- ・ 学校又は学校において講義等を行う教員

2 申出書の記載事項

(1) 申出者の属性

申出者の区分に応じて、次に掲げる事項を記載する。

公的機関：公的機関の名称、担当部局等の名称、所在地、担当者の所属・職名、氏名（フリガナ）、連絡先

独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社はここには含まず、次の「法人等」に含む。

法人等：法人等の名称、住所、代表者又は管理人の職名、氏名（フリガナ）、生年月日、担当者の所属・職名、氏名（フリガナ）、連絡先

個人：職業・所属・職名、氏名（フリガナ）、生年月日、住所、連絡先

その他の者（会計検査院、衆参議員事務局等）：公的機関と同様

代理人により申出を行う場合：代理人の職業・所属・職名、氏名（フリガナ）、生年月日、住所、連絡先

(2) 希望するオーダーメイド集計に係る調査票情報等の内容

希望するオーダーメイド集計に係る県統計調査の名称や必要な調査票情報の項目等を具体的に記載する。

オーダーメイド集計に係る県統計調査の名称及び実施時期

オーダーメイド集計に必要な調査票情報の項目

オーダーメイド集計に必要な調査票情報の項目を、各統計調査の調査要領や調査票等を確認の上、当該情報が特定できるように正確に記載する。

地域

「県内全域」又は「市」等の地域の範囲を記載する。地域属性に複数の概念がある場合は、区分して記載（市在住者、市通勤者等）する。

なお、同一の申出の中に複数の利用者が存在し、それぞれが利用する地域の範囲が異なる場合は、そのことが明確に分かるように記載する。

属性的範囲

特定の属性的範囲（例えば、「従業者 30 人以上の事業所」又は「資本金額 1000 万円以上の法人」など）の情報を利用する場合に記載する。

(3) 統計成果物の利用目的等

統計成果物の利用目的に応じて、その内容等を具体的に記載する。

学研究目的

ア 学術研究の名称

「 に関する研究」などの学術研究の内容を示す具体的な名称を記載する。

イ 学術研究の必要性

学術研究が必要な理由（意義及び有用性等）を記載する。

公的機関等による補助等を受けて行う学術研究の場合は、当該補助金の交付決定通知書等の写しを添付する。

ウ 学術研究の内容等

学術研究の具体的な内容及び統計成果物の利用方法を具体的に記載する。

教育目的

ア 学校及び学部学科の名称

学校の名称及び実際に統計成果物を利用する学部学科の名称を記載する。

イ 授業科目の内容及び統計成果物の必要性等

授業科目の名称（「 演習（ ）」等）、目的、内容及び当該統計成果物が授業科目に必要な理由を記載する。

(4) 統計成果物の利用期間

統計成果物の提供希望日及び利用終了予定時期（原則として、統計成果物を利用して行った研究又は教育の成果の公表予定時期）を記載する。

(5) 研究又は教育の成果の公表方法

研究の成果を掲載する予定の媒体や教育内容を掲載する学校のホームページの名称など、研究又は教育の成果を公表する方法を記載する。

公表に当たっては、県統計調査のオーダーメイド集計による統計成果物を利用して行ったものである旨（「佐賀県から『 統計調査』に関するオーダーメイド集計により提供を受けた統計成果物に基づくものである」等）を明記する。

公表しない、又はできない理由がある場合は、その理由を具体的に記載する。

(6) オーダーメイド集計の内容及び仕様

委託したいオーダーメイド集計の内容が明確に分かるように、統計表や分析表の様式及び集計

に当たって必要な処理方法等を記載する。

また、集計方法が分かる資料（集計表や分析表の様式等）を添付する。

(7) 統計成果物の提供の方法等

統計成果物の提供は、電子メール又は記録媒体（CD-R 又は DVD-R）への保存による方法のいずれかにより行うものとし、提供媒体（未使用品）及び送付に係る費用は、申出者の負担とする。

また、提供媒体による場合の受取方法について、直接又は郵送（書留）による送付のいずれかを記載する。

3 本人確認

(1) 本人確認書類【申出者が「法人等」「個人」の場合のみ】

申出書に、申出者又はその代理人の本人確認書類（申出の日において有効な「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」「個人番号カード」（住民基本台帳カードを含む。）、「在留カード」、「特別永住証明書」等の、官公署が発行した氏名、生年月日及び住所（申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び生年月日）が記載された書類）の写しを添付する。

(2) 法人確認書類【申出者が「法人等」の場合のみ】

申出書に、法人確認書類（登記事項証明書又は印鑑登録証明書（申出日前 6 月以内に作成されたもの）、その他法人の存在を確認するに足りる書類（法人等の名称、住所、代表者名等が記載され、官公署が発行した書類等））の写しを添付する。

(3) 代理権確認書類【「代理人」による申出の場合のみ】

申出書に、代理権を証明する書面を添付する。

第 4 申出書の審査

1 審査に要する標準的な期間

審査に要する標準的な期間は、申出内容により異なるが、概ね申出書を受け付けてから 21 日以内とする。

2 手数料の算定

申出書の審査を行った結果、受託可能と判断した場合は手数料を算定する。

算定方法は、オーダーメイド集計の作成に要する時間（以下の基本事務時間と のオーダーメイド集計に要する時間の合計）1 時間までごとに 4,600 円として計算する。（ 計算例：要する時間が 1 時間 40 分であった場合、4,600 円 × 2 時間 = 9,200 円）

基本事務時間

オーダーメイド集計の実施及び統計成果物の提供等に要する基本事務時間（依頼書が提出された後の事務手続にかかる時間）は、19 分として積算する。

オーダーメイド集計に要する時間

オーダーメイド集計にかかる、設計、集計、秘匿、結果確認などの事務について、過去の統計

の作成等の実績等に基づき、必要と見込まれる時間を積算する。

民間委託を行う場合は、調達や納品検査等に要する時間も積算の対象とする。

3 審査結果の通知

申出を承諾する場合は、申出者に対し様式第 2 - 1 号により通知する。その際に依頼書（様式第 3 号）、契約書（様式第 4 号）、契約約款（様式第 4 号別紙）、提供用の媒体（未使用の CD-R 又は DVD-R。媒体による提供の場合に限る。）及び返信用封筒（媒体の郵送による受け取りを希望する場合に限る。）の提出を求めるとともに、条件を付して承諾する場合には、その事項も併せて通知する。

申出を承諾しない場合は、申出者に対し様式第 2 - 2 号により通知する。

第 5 統計成果物の提供等

1 契約の締結

承諾の通知を受けた申出者は、提供所属が指定する期限までに以下の書類等を提供所属に提出するとともに、通知された額の手数料を納付する。

- ・ 依頼書（様式第 3 号） 通知された手数料額の佐賀県証紙を貼付
- ・ 契約書（様式第 4 号）（2 通） 契約約款（様式第 4 号別紙）を添付。2 通提出する契約書のうち 1 通には契約額（納付する手数料額）に応じた収入印紙を貼付。
- ・ 提供用の記録媒体（未使用の CD-R 又は DVD-R。媒体による提供の場合に限る。）
- ・ 返信用封筒 提供用の記録媒体が入る大きさ（角 2 サイズ等）の返信用封筒に、宛先を記入し、郵便料金に簡易書留の料金を加算した額の切手を貼付（媒体の郵送による受け取りを希望する場合に限る。）

依頼書等を受領した所属は、書類等の提出が確認できた段階で、提出された契約書 2 通に押印して 1 通を申出者に送付する。

2 オーダーメイド集計を委託した者の氏名等の公表

オーダーメイド集計を行うこととした場合、提供所属は速やかに統計分析課にその旨を連絡するとともに、(1)から(5)の事項を佐賀県ホームページ（さが統計情報館）において公表するよう依頼する。

統計分析課は、提供所属が当該オーダーメイド集計を行うことを決定した日から 1 月以内に、依頼があった事項を佐賀県ホームページ（さが統計情報館）に掲載する。

(1) オーダーメイド集計を委託した者の氏名又は名称

申出者が個人の場合は、オーダーメイド集計を委託した本人の氏名を、法人等の場合は、当該法人等の名称を公表する。

(2) オーダーメイド集計に使用する調査票情報に係る県統計調査の名称

(3) オーダーメイド集計の委託の年月日

申出者との契約が成立した日を公表する。

(4) オーダーメイド集計を委託した者の職業、所属等【申出者が「個人」の場合のみ】

オーダーメイド集計を受託した者が個人の場合は、当該者の所属及び職名を公表する。

ただし、所属及び職名に当たらない場合は、職業等のその他の事項（例えば、退官した大学教授の場合、名誉教授又は元大学教授など）を公表する。

(5) オーダーメイド集計の委託の目的

オーダーメイド集計の委託の目的について、利用内容が明らかとなるように簡潔に整理して公表する。

3 統計成果物の提供

提供所属は、申出書に記載されたオーダーメイド集計の仕様及び集計方法が分かる資料（集計表や分析表の様式等）に基づきオーダーメイド集計を行い、申出書に記載された方法（直接の受渡し、郵送（書留）又は電子メール）により統計成果物の提供を行う。

提供に当たっては、個々の調査対象者を特定又は推測できないように秘匿措置を行うとともに、情報漏洩防止の観点から、暗号化やパスワードの付与などの措置を講ずる。

4 既納の手数料の取扱

既納の手数料は、原則として返還しない。ただし、申出者の責めによらずに統計成果物の提供が行えなくなった場合は、この限りでない。

5 オーダーメイド集計の実績の管理

オーダーメイド集計を行った場合、提供所属はオーダーメイド集計の実施に係る管理簿（様式第5号）を作成し、提供実績を管理する。

6 統計成果物の公表

提供所属は、申出者が当該統計成果物を受領したことを確認した上で、速やかに統計分析課にその旨を連絡するとともに、オーダーメイド集計を行うこととした際に公表した事項に加え、(1)及び(2)の事項を佐賀県ホームページ（さが統計情報館）において公表するよう依頼する。

統計分析課は、原則として申出者が提供所属から統計成果物を受領した日から3月以内に、依頼があった事項を佐賀県ホームページ（さが統計情報館）に掲載する。

なお、統計成果物そのものを公表されることにより、申出者の権利利益が侵害される恐れがある場合、申出者は、統計成果物を利用して行った研究又は教育の成果を公表するまでの間、統計成果物そのものの公表を留保するよう提供所属に求めることができる。

統計成果物そのものの公表を留保した場合に、申出者の死亡、法人組織の解散又は研究計画の中止等により、申出者による統計成果物の利用目的の達成が困難であることが明らかとなったときは、提供所属は直ちに統計成果物そのものの公表を行うよう統計分析課に依頼し、統計分析課は、佐賀県ホームページ（さが統計情報館）に掲載する。

(1) 統計成果物の内容

原則として統計成果物そのものを公表するが、申出者の求めに応じ、申出者の権利利益を保護するために統計成果物そのものの公表を留保することが適当と判断した場合は、その概要を公表し、

申出者が統計成果物を利用して行った研究又は教育の成果を公表した後、改めて統計成果物そのものを公表する。なお、申出者の死亡等、申出者による利用目的の達成が困難であることが明らかになったときは、直ちに統計成果物そのものを公表する。

(2) 統計成果物に関する事項

オーダーメイド集計を行うに当たって利用した調査票情報に係る県統計調査の名称、実施時期及び調査票情報の項目、地域及び属性的範囲等、当該統計成果物を特定するために必要な事項を公表する。

7 承諾内容に変更が生じた場合の取扱い

承諾した申出書の記載内容について、申出者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり取り扱う。

(1) 形式的な事項の変更

申出者の組織名、役職名又は担当者名などのオーダーメイド集計の内容や承認された利用目的に影響を与えない形式的な事項の変更は、所属等変更届出書(様式第6号)によることができる。

(2) オーダーメイド集計の内容の変更

原則として、オーダーメイド集計の処理内容の変更は認めない。ただし、提供所属が対応可能な場合は、申出者と提供所属の合意に基づき変更することができる。

当該変更を行う場合、申出者は変更内容及び変更が必要な理由を記載した記載事項変更申出書(様式第7号)に、変更後の集計方法が分かる資料(集計表や分析表の様式等)を添付して提出する。

提供所属は、変更が必要な合理的な理由が示されているか第4の申出書の審査の取扱いに準じて審査(オーダーメイド集計の実施を伴う変更となるため、手数料も積算)を行い、その結果を通知する。

承諾の通知を受けた申出者は、第5の統計成果物の提供等の取扱いに準じて、統計成果物の変更に係る依頼書、変更契約書、提供用の記録媒体及び返信用封筒を提供所属に提出するとともに、通知された額の手数料を納付する。

依頼書等を受領した所属は、変更後の統計成果物を作成し、提供を行う。

なお、記載事項変更申出書により処理内容の変更を認めるのは、1回限りとする。

(3) 利用目的の追加

申出者は、承諾された利用目的以外の利用目的を追加する必要がある場合、追加する利用目的及びその追加が必要な理由を記載した記載事項変更申出書(様式第7号)を提出する。

提供所属は、追加する利用目的の合理的な必要性が示されているか第4の申出書の審査の取扱いに準じて審査(オーダーメイド集計の実施を伴わないため、基本事務時間も含め手数料は積算しない)を行い、その結果を通知する。

承諾の通知を受けた申出者は、第5の統計成果物の提供等の取扱いに準じて、利用目的の追加に係る変更契約書を提供所属に提出する。

第6 統計成果物の利用後の措置

1 統計成果物の利用制限

申出者は、提供を受けた統計成果物を利用目的以外の目的のために利用することができない。ただし、提供所属の承諾を得たとき、又は統計成果物が公表された後は、この限りでない。

2 申出者による研究又は教育の成果の公表

申出者は、統計成果物を利用して行った研究又は教育の成果を、申出書に記載した方法及び公表時期に基づき公表する。

当該公表に当たっては、県統計調査のオーダーメイド集計による統計成果物を利用して行ったものである旨を明記する。

3 研究又は教育の成果の提出

申出者は、研究又は教育の成果を公表（又は公表時期が確定）するなど、統計成果物の利用が終了したときは、その成果及び報告書（様式第8号）を遅滞なく提供所属に提出する。

なお、申出書に記載した公表方法を履行することができず、利用終了予定時期までに公表できない場合は、公表に係る今後の予定を報告書（様式第8号）に記載して提出した上で、公表方法が明らかになり次第、提供所属に連絡する。

4 統計成果物の不適切利用への対応

(1) 不適切利用の類型及び取扱い

提供所属は、申出者が契約に違反した、又は県民の信頼を損なうおそれがある行為を行ったと認められた場合は、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、一定期間の申出受付停止の措置を検討する。

承諾された利用目的以外の利用を行うこと（1か月以上12か月以内の受付停止）

正当な理由なく、行った研究又は教育の成果に係る報告書を提出しないこと（提出を行った日から、提出を遅延した期間に相当する日数の受付停止）

正当な理由なく、行った研究又は教育の成果を公表しないこと（公表を行った日から、公表を遅延した期間に相当する日数の受付停止）

その他制度に対する県民の信頼を損なうおそれがある行為を行うこと（上記を参考に当該行為の内容に応じた期間の受付停止）

(2) 他の調査票情報の二次的利用との連携

提供所属は、一定期間の申出受付停止の措置を講ずることを決定した場合、その旨を統計分析課に連絡するとともに、統計成果物そのものの公表を留保していた場合は、直ちに統計成果物そのものを公表するよう依頼する。

統計分析課は、その他の提供所属に受付停止に係る情報を共有するとともに、統計成果物そのものの公表依頼があった場合は、佐賀県ホームページ（さが統計情報館）に掲載する。

全ての提供所属は、申出受付停止の期間中、条例に基づく調査票情報の提供、オーダーメイド集計及び匿名データの提供の申出の受付を行わない。

様式第1号

年 月 日

(提供所属の長) 様

(申出者)

オーダーメイド集計の委託について(申出)

標記について、佐賀県統計データ利活用推進条例(平成26年佐賀県条例第71号)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおりオーダーメイド集計の委託の申出を行います。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 1 号別紙

1 申出者の属性

申出者が個人の場合は、本欄に記載する。

職業、所属、職名			
フリガナ		生年月日	
氏名			
住所	〒		
電話番号		e-mail	

申出者が個人以外の場合は、本欄に記載する。

当該公的機関 当該法人等の名称			
所在地	〒		
(申出者が公的機関の場合は、本欄に記載する。)			
担当部局等の名称			
(申出者が法人等の場合は、本欄に記載する。)			
代表者又は管理人の職名			
フリガナ		生年月日	
代表者又は管理人の氏名			
連絡先	担当者の所属、職名		
	フリガナ		
	担当者氏名		
	電話番号		e-mail

代理人に委任する場合は、本欄に記載する。

代理人	職業、所属、職名			
	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号		e-mail	

2 希望するオーダーメイド集計に係る調査票情報等の内容

オーダーメイド集計に係る県統計調査の名称	実施時期
(オーダーメイド集計に必要な調査票情報の項目、地域、属性的範囲)	

3 統計成果物の利用目的等

(1) 利用の区分

- 学術研究目的（条例第11条第1項 規則第15条第1項第1号関係） ... (2) 欄へ
- 教育目的（条例第11条第1項 規則第15条第1項第2号関係） ... (2) 欄へ

該当するものをすべて選択する

(2) 利用目的

学術研究目的の場合

学術研究の名称
学術研究の必要性
学術研究の内容等

公的機関等による補助を受けて行う学術研究の場合は、当該補助金の交付決定通知書等の写しを添付する。

教育目的の場合

学校及び学部学科の名称

(2) 媒体の受取方法(媒体による提供の場合に限る。)

- 郵送(書留) 直接受取
希望する方法の にチェックを記載する。

8 所有権等

- 提供を受けた統計成果物について、申出者は所有権、意匠権、著作権及び著作人格権を行使しない。
上記 にチェックを記載する。

9 欠格事由に該当しないことの誓約

- 申出者は、以下の ~ のいずれにも該当しない者であることを誓約します。
上記 にチェックを記載する。

以下の法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- ・ 統計法(平成19年法律第53号)
- ・ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)
- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)
- ・ 佐賀県統計データ利活用推進条例(平成26年佐賀県条例第71号)
- ・ 佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

から までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者、その事業活動を支配する者又は から までに掲げる者をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

から に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令の規定に反した等の理由によりオーダーメイド集計を行うことが不適切であると県の知事部局、教育委員会若しくは各種委員会が認めたる者

〔備考〕

- 1) 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添 参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 2) 「法人等」又は「個人」による申出の場合は、申出者（法人等であるときは、その代表者又は管理人）又はその代理人の本人確認書類（運転免許証等）の写しを添付する。
- 3) 法人等による申出の場合は、法人確認書類（登記事項証明書等）の写しを添付する。
- 4) 代理人による申出の場合は、代理権を証明する書面を添付する。
- 5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

番 号
年 月 日

(申出者) 様

(提供所属の長)

統計調査に係るオーダーメイド集計の受託について (通知)

年 月 日付けのオーダーメイド集計の委託に係る申出について、佐賀県統計データ
利活用推進条例 (平成 26 年佐賀県条例第 71 号) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容にて承
諾します。

記

- 1 オーダーメイド集計に係る県統計調査の名称、実施時期
- 2 統計成果物に係る調査票情報の項目、地域、属性的範囲
- 3 統計成果物の利用目的
- 4 提供予定時期
- 5 利用終了予定時期
- 6 手数料の額

上記の内容に合意の上、オーダーメイド集計の委託を依頼する場合は、年 月 日まで
に以下の書類等を提出してください。

- ・ 依頼書 (様式第 3 号) 通知された手数料額の佐賀県証紙を貼付
- ・ 契約書 (様式第 4 号) (2 通) 契約約款 (様式第 4 号別紙) を添付。2 通提出する契約書のうち
1 通には契約額 (納付する手数料額) に応じた収入印紙を貼付。
- ・ 提供用の記録媒体 (未使用の CD-R 又は DVD-R。媒体による提供の場合に限る。)
- ・ 返信用封筒 提供用の記録媒体が入る大きさ (角 2 サイズ等) の返信用封筒に、宛先を記入し、
郵便料金に簡易書留の料金を加算した額の切手を貼付 (媒体の郵送による受け取り
を希望する場合に限る。)

期限までに書類等の提出がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第2 - 2号

番 号
年 月 日

(申出者) 様

(提供所属の長)

統計調査に係るオーダーメイド集計の受託について(通知)

年 月 日付けのオーダーメイド集計の委託に係る申出について、下記の理由により、承諾しないこととしたので通知します。

記

1

2

3

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

依頼書
(佐賀県統計データ利活用推進条例第 11 条関係)

年 月 日

(提供所属の長) 様

申出者
所属及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの申出書のとおり、佐賀県統計データ利活用推進条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記に係るオーダーメイド集計の実施を依頼します。委託に係る統計成果物の提供を受け、当該統計成果物を利用するに当たっては、日本国の法令及びオーダーメイド集計契約約款に従って誠実にこれを履行します。

記

- 1 オーダーメイド集計に係る県統計調査の名称、実施時期
- 2 統計成果物に係る調査票情報の項目、地域、属性的範囲
- 3 統計成果物の利用目的
- 4 提供希望時期 年 月 日
- 5 利用終了予定時期 年 月
- 6 手数料の額
- 7 手数料の納付方法 佐賀県証紙による納付

- 8 佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則第 15 条関係
次表の各事項に該当する旨を、チェック欄の にチェック () を付けてください。

事項	該当する場合にチェック
個人及び法人の権利利益を害するおそれがない	<input type="checkbox"/>
規則第 7 条第 2 項各号 (第 10 号を除く。) に該当しない者である	<input type="checkbox"/>
規則第 15 条第 2 項第 2 号に該当しない者である	<input type="checkbox"/>

- 1 から 8 までの記載内容に係るオーダーメイド集計の委託についての詳細は、 年 月 日付けの申出書及び添付書類のとおりです。

(佐賀県証紙貼付欄)

オーダーメイド集計委託契約書

1 オーダーメイド集計に係る県統計調査の名称及び実施時期

2 統計成果物に係る調査票情報の項目、地域、属性的範囲

3 統計成果物の利用目的

4 履行期限 年 月 日

5 統計成果物の提供方法

6 手数料の額 円

(注) 手数料の納付に要する費用は、委託者が負担するものとする。

7 手数料の納付期限 年 月 日

上記の委託業務について、委託者と受託者は、別添の契約約款の承諾及び合意に基づいて、対等、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 住 所

氏 名

印

受託者 住 所

氏 名

印

オーダーメイド集計委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託による統計の作成等(以下「オーダーメイド集計」という。)の委託者(以下「委託者」という。)及び受託者(以下「受託者」という。)は、オーダーメイド集計委託契約書(以下「契約書」という。)及び本約款に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 委託者は、オーダーメイド集計の実施を求める依頼書を提出するとともに、受託者がオーダーメイド集計に要する費用として決定した手数料の額を、受託者が指定した方法により納付するものとし、受託者は、オーダーメイド集計を実施して成果物(以下「統計成果物」という。)を作成し、これを委託者に引き渡すものとする。
- 3 オーダーメイド集計に必要な一切の手段については、佐賀県統計データ利活用推進条例(平成26年佐賀県条例第71号。以下「条例」という。)、佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則(平成26年佐賀県規則第90号。以下「規則」という。)、本約款及び依頼書等(オーダーメイド集計の委託に係る申出書及び添付書類並びに依頼書をいう。以下同じ。)に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、日本国の佐賀地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(特許権等の使用)

- 第2条 受託者は、オーダーメイド集計の実施において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、作成方法等を用いるときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、作成方法等を指定した場合において、依頼書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者がその責任を負う。

(知的財産権)

- 第3条 受託者又はその代理人が行う統計の作成等の過程で生じた統計の作成等の方法に関する発明、考案(ビジネスモデルの構築を含む。)、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等(特許、実用新案権を受ける権利を含む。)については、委託者に移転せず受託者に帰属する。

(統計成果物の所有権)

- 第4条 この契約によって引き渡される統計成果物の所有権、意匠権、著作権、著作人格権は、統計成果物が引渡された時点で原始的に委託者に帰属する。
- 2 委託者は前項によって得た統計成果物の所有権、意匠権、著作権、著作人格権を行使しないものとする。

(利用の制限)

- 第5条 委託者は、引き渡しを受けた統計成果物を依頼書等に記載した利用目的以外の目的のために利用することができない。ただし、受託者の承諾を得たとき、又は統計成果物が公表された後は、この限りでない。

(依頼書等の変更)

- 第6条 委託者は、依頼書等の記載内容を変更する必要があるときは、受託者にその旨を申し出て、承諾を得るものとする。
- 2 委託者は、依頼書等の記載内容に虚偽等があったことにより、受託者が理由を明示して依頼書等の変更を指示したときは、これに従わなければならない。
- 3 受託者の要請により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、受託者はあらかじめ変更の理由を明示し、委託者の承諾を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(契約の変更)

第7条 前条の規定により、手数料の額等、契約書に定める事項に重要な変更が生じた場合は、変更契約書を締結するものとする。

(欠陥及び障害等)

第8条 委託者は、統計成果物の受領後、直ちにその物理的障害の有無その他の問題等について確認を行うものとし、確認の結果、読み取りエラー等の物理的障害又は統計成果物の誤り等の問題を発見したときは、直ちに受託者に申し出るものとする。

- 2 前項において、委託者は統計成果物の受取後14日以内に受託者に対して交換を要求できるものとする。その際、委託者は受託者に当該統計成果物を返却し、受託者が障害の有無その他の問題を確認した上で統計成果物の再引渡しその他の必要な措置を行うものとする。
- 3 前項の再引渡しにおける履行期限等の条件及び必要な措置の内容は、受託者と協議して決定する。
- 4 受託者は、提供した統計成果物に誤りを発見したときは、直ちに委託者に連絡するとともに、誤りの原因の探索を行い、その後の対応について受託者と協議して決定する。

(履行期限の延長)

第9条 受託者は、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

(受託者による受託状況等の公表)

第10条 受託者は、オーダーメイド集計を行うことを決定した日から1月以内に、委託者の氏名又は名称等の事項を佐賀県ホームページにおいて公表するものとする。

- 2 受託者は、原則として委託者が統計成果物を受領した日から3月以内に、前項の公表事項に加え、統計成果物の内容等を佐賀県ホームページにおいて公表するものとする。
- 3 前項に基づき統計成果物を公表されることにより、委託者の権利利益が侵害される恐れがある場合、委託者は、統計成果物を利用して行った研究又は教育の成果を公表するまでの間、統計成果物そのものの公表を留保するよう受託者に求めることができる。
- 4 前項に基づき統計成果物そのものの公表を留保した場合に、委託者の死亡、法人組織の解散又は研究計画の中止等により、委託者による統計成果物の利用目的の達成が困難であることが明らかとなったときは、受託者は直ちに統計成果物そのものを公表するものとする。

(利用後の措置)

第11条 委託者は、統計成果物の利用が終了したときは、統計成果物を利用して行った研究又は教育の成果及び報告書を、遅滞なく受託者に提出するものとする。

(委託者による成果の公表)

第12条 委託者は、統計成果物を利用して行った研究又は教育の成果を、依頼書等に記載した方法により公表しなければならない。

- 2 前項による公表に際して、委託者は、統計成果物を利用して行ったものである旨を明記し、受託者が作成・公表している統計とは異なることを明らかにしなければならない。
- 3 委託者は、利用終了予定時期までに公表できない場合は、公表に係る今後の予定を報告書に記載して受託者に提出するものとする。

(契約の解除)

第13条 受託者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができるものとする。この場合において、既に納付された手数料は返還しないものとする。

- (1) 委託者に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき
- (2) 委託者に重大な過失又は背信行為があったとき
- (3) 依頼書等の不実その他委託者の帰責により契約を解除することが適当と受託者が認めるとき

(法令及び約款に違反した場合等の措置)

第14条 委託者が条例、規則若しくは本約款に違反した、又は県民の信頼を損なうおそれがある行為を行ったと認められた場合は、受託者は以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 別表の各号に定める期間、条例第10条に基づく調査票情報の提供、条例第11条に基づくオーダ

ーメード集計及び条例第12条に基づく匿名データの提供の申出を受け付けないこと。

(2) 違反等の情報を、県の知事部局、教育委員会及び各種委員会で共有すること。

- 2 前項の措置を講じた場合に、受託者が統計成果物そのものの公表を留保していたときは、受託者は直ちに統計成果物そのものを公表するものとする。
- 3 委託者は前2項の措置が適用されることを承諾するものとする。

(免責)

第15条 委託者が統計成果物を利用したことにより、何らかの不利益や損失が生じたとしても、受託者は委託者に対し一切の責任を負わないものとする。

- 2 委託者が統計成果物の使用に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、受託者は一切の責任を負わないものとする。

(秘密の保全)

第16条 委託者及び受託者は、この契約の履行に関して知り得た相手方の秘密を相手方の同意なしに第三者に提供し又は他の目的に利用してはならない。ただし、統計法第55条に基づき、総務大臣からの報告の求めに応じる場合においては、この限りではない。

(その他)

第17条 委託者と受託者は、契約書又は本約款に定めのない事項及び契約書又は本約款に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

別表

措置要件	受付停止期間
承諾された利用目的以外の利用を行うこと	事実認定をした日から1か月以上12か月以内
正当な理由なく、行った研究又は教育の成果に係る報告書を提出しないこと	提出を行った日から、提出を遅延した期間に相当する日数
正当な理由なく、行った研究又は教育の成果を公表しないこと	公表を行った日から、公表を遅延した期間に相当する日数
その他制度に対する県民の信頼を損なうおそれがある行為を行うこと	上記を参考に当該行為の内容に応じた期間

所属等変更届出書
(佐賀県統計データ利活用推進条例第11条関係)

年 月 日

(提供所属の長) 様

申出者
所属及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

年 月 日付けオーダーメイド集計の委託に係る申出書につきまして、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

当初申出年月日	年 月 日
統計成果物を利用して行う研究又は教育内容	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考

- 1 本様式は、申出者の組織名、役職名又は担当者名などの形式的な事項に変更があった場合に利用することとし、オーダーメイド集計の内容の変更や利用目的の追加など、新たに審査を必要とする変更については、「記載事項変更申出書」により申し出ること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記載事項変更申出書
(佐賀県統計データ利活用推進条例第11条関係)

年 月 日

(提供所属の長) 様

申出者
所属及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

年 月 日付けオーダーメイド集計の委託に係る申出書について、記載事項の一部に変更がありましたので、以下のとおり申し出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、年 月 日付け申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	年 月 日
統計成果物を利用して行う研究又は教育内容	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考

- 1 本様式は、オーダーメイド集計の内容の変更や利用目的の追加など、新たに審査を必要とする変更があった場合に利用することとし、申出者の組織名、役職名又は担当者名などの形式的な事項の変更については、「所属等変更届出書」によること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

報告書
(佐賀県統計データ利活用推進条例第 11 条関係)

年 月 日

(提供所属の長) 様

申出者
所属及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

年 月 日付け依頼書により提供を受けた統計成果物の利用が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. オーダーメイド集計に係る県統計調査の名称、実施時期	
2. 統計成果物に係る調査票情報の項目、地域、属性的範囲	
3. 研究又は教育の成果の概要等	(1) 統計成果物の利用目的
	(2) 研究又は教育の成果の概要 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。
	(3) 研究又は教育の成果の公表(条例第11条第3項の規定により行う公表を除く) ・論文(名称:) ・報告書・書籍(名称:) ・学会・研究会等で発表(名称:) ・学会誌等に掲載(名称:) ・その他 () 上記の公表時期(予定の場合その予定時期を記載) 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。

備考

- 1 利用終了予定時期までに公表できない場合は、公表に係る今後の予定を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。